

雇用保険・社会保険加入マニュアル

目次

1.	雇用保険／社会保険の加入要件	02
1-1.	雇用保険	04
1-2.	社会保険（厚生年金）	13
1-3.	社会保険（健康保険）	16

1.

雇用保険／社会保険の加入要件

雇用保険／社会保険の加入要件

雇用保険／社会保険の加入要件を把握しており、法定基準を満たした運用がされている。

働きやすい職場の土台は、法令に則った労務環境を整えることにあります。

ここでは雇用保険、社会保険についての適正な運用について確認していきます。



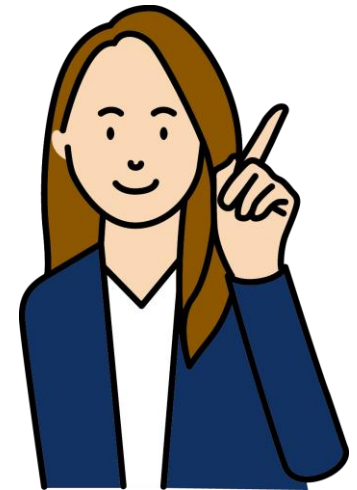
雇用保険、社会保険について、

適正に加入対象者を把握し加入手続きを実施していることです。



雇用保険／社会保険の加入要件【雇用保険】

雇用保険は従業員の生活、雇用の安定と就職の促進、失業された方や教育訓練を受けられる方などに対して、失業等給付を支給し、**失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大等を目的とした制度**です。



表に沿って、**雇用保険の加入が適正に行われているか確認**をしていきましょう。

雇用保険／社会保険の加入要件【雇用保険】

チェック項目	確認項目	チェック
加入対象企業	雇用保険の加入対象の企業は以下となります。 ☐ 業種、規模等を問わず従業員を1人でも雇用している事業主	☐ 問題なし ☐ 要改善
加入対象者1	雇用保険の加入対象者は以下となります。 1) パート・アルバイト、正社員などの雇用形態を問わず、次のいずれかに該当する ☐ 期間の定めがなく雇用される場合 ☐ 雇用期間が31日以上である場合 ☐ 雇用契約に更新規定があり、31日未満での雇止めの明示がない場合 ☐ 雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約により雇用された従業員が31日以上雇用された実績がある場合（注） （注）当初の雇入時には31日以上雇用されることが見込まれない場合であってもその後、31日以上雇用されることが見込まれることとなった場合には、その時点から雇用保険が適用されます。 2) 1週間の所定労働時間が20時間以上である	☐ 問題なし ☐ 要改善

雇用保険／社会保険の加入要件【雇用保険】

チェック項目	確認項目	チェック
加入対象者 2	以下の者については「従業員」に該当するかどうか判断を要します。 「従業員」の定義は、事業主の指揮監督下の労働を行うものであり、提供した労務に対する報酬であるかどうかということにより従業員性の有無が判断されます。会社の指揮監督下にある労働を行う場合であれば、従業員に該当し、雇用保険の加入を進めることとなります。 【「従業員」に該当するか判断を要する者の例】 ・取締役及び社員、監査役、協同組合等の社団又は財団の役員 ・企業組合の組合員 ・有限責任事業組合の組合員 ・農事組合法人等の団体の構成員、家族等 ・生命保険会社の外務員等 ・家事使用人 ・同居の親族 ・授産施設の作業員 ・在宅勤務者 など ※雇用保険の対象者になるかどうか判断に迷った際は、詳細は最寄りのハローワークに問い合わせてみるとよいでしょう。	☐ 問題なし ☐ 要改善

雇用保険／社会保険の加入要件【雇用保険】

チェック項目	確認項目	チェック
加入対象者 3	「長期に欠勤」もしくは「長期にわたって欠勤」をしている次の者については、雇用関係が続く限り雇用保険の対象者となります。 ・傷病手当金受給中の従業員 ・育児休業中の従業員 ・介護休業中の従業員 など ※雇用保険の対象者になるかどうか判断に迷った際は、詳細は最寄りのハローワークに問い合わせるとよいでしょう。	☐ 問題なし ☐ 要改善

雇用保険／社会保険の加入要件【雇用保険】

チェック項目	確認項目		チェック
対象外	雇用保険の対象外となるのは次のとおりです。		☐ 問題なし ☐ 要改善
	区分	被保険者とならない場合	
	顧問	出退勤が自由な場合など、「労働者」といえない場合には、 原則として被保険者となりません。	
	昼間学生	右に該当しない者は原則として被保険者となりません。 卒業見込証明書を有する者であって卒業前に就職し、卒業後も引き続き同一の事業主に勤務することが予定され一般従業員と同様に勤務し得ると認められる場合は被保険者となります。 （通信教育、夜間、定時制の学生は被保険者となります。）	
	家事使用人	主として家事に従事する家事使用人は、被保険者となりません。	

雇用保険／社会保険の加入要件【雇用保険】

チェック項目	確認項目		チェック
対象外	雇用保険の対象外となるのは次のとおりです。		
	区分	被保険者とならない場合	
	臨時内職的に雇用される者	その者が受ける賃金が家計の補助的なもので、反復継続して就労せず臨時内職的に就労するに過ぎない者は被保険者となりません。	
	長期欠勤者	賃金の支払いを受けていない場合であっても、 雇用関係が存続する限り被保険者 となります。	
	旅館、料理店、飲食店、接客等、娯楽場の事業に雇用される者	事業主との間に雇用関係のない者 （場所又は衣類の賃借の料金・食事等、その者の稼動に関係なく、当該事業主に一定額を払い、自営業若しくは自前と認められる者を含む）は被保険者になりません。	

雇用保険／社会保険の加入要件【雇用保険】

チェック項目	確認項目		チェック
対象外	雇用保険の対象外となるのは次のとおりです。		
	区分	被保険者とならない場合	被保険者となる場合
	外務員 外交員 営業部員	保険会社の外務員及び商事会社の外交員、営業部員であって給与の形態が歩合給が主体であり出勤義務、業務遂行の指揮監督等の実態から判断して委託関係と認められる者は被保険者となりません。	事業主との間に雇用関係が明確に存在している者は被保険者となります。
	在日外国人	外国人であって、被保険者となるべき者のうち、外国において雇用関係が成立した後、日本国内にある事業所に赴き勤務している者については、被保険者として取り扱いません。	日本国に在住する外国人は、外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者を除き、国籍（無国籍を含む）のいかんを問わず被保険者となります。

雇用保険／社会保険の加入要件【雇用保険】

チェック項目	確認項目		チェック
対象外	雇用保険の対象外となるのは次のとおりです。		
	区分	被保険者とならない場合	
	国外で就労する者		
	外国人技能実習生		
		被保険者となる場合	
		適用事業主に雇用される従業員が日本国の領域外において就労する場合は、その者が出張又は派遣されて就労する場合に限り被保険者となります。 ※派遣の場合は特別加入	
		「特定活動」の在留資格をもって雇用関係の下で実践的な技術、技能等の習得のための活動を行う者は被保険者となります。	

雇用保険／社会保険の加入要件【雇用保険】

チェック項目	確認項目	チェック
確認事項	以下は雇用保険対象者であるにもかかわらず、加入漏れが多い例です。 該当していないか確認をしましょう。	☐ 問題なし ☐ 要改善
	☐ 1週間20時間以上勤務するにもかかわらずパート、アルバイトだからという理由で加入手続きを漏らしていないか？	
	☐ 新たに雇用した人が65歳であるため、雇用保険対象外と勘違いし手続きをしていないことはないか？	

雇用保険／社会保険の加入要件【社会保険（厚生年金）】

厚生年金についても加入要件を確認していきましょう。

チェック項目	確認項目	チェック
加入対象企業 (以下、適用事業 所と記載します)	厚生年金の加入対象の企業は以下となります。 ☐ 株式会社などの法人の事業所（代表者のみの場合を含む） ☐ 従業員が常時5人以上いる個人の事業所についても、農林漁業、サービス業などの場合を除いて厚生年金保険の適用事業所となります。 （※その他上記従業員の半数以上が厚生年金保険の適用事業所となることに同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより適用事業所となることができますが、ここでは割愛します。）	☐ 問題なし ☐ 要改善
加入対象者	厚生年金の加入対象者は次となります。 ☐ 適用事業所に使用される70歳未満の方 ☐ 適用事業所に使用される人は、国籍にかかわらず被保険者となります。 ☐ 適用事業所に使用される70歳未満であれば、年金の受給の有無にかかわらず、厚生年金保険の被保険者になります。 ☐ 試用期間中であっても報酬を受ければ対象となります。	☐ 問題なし ☐ 要改善

雇用保険／社会保険の加入要件【社会保険（厚生年金）】

チェック項目	確認項目	チェック
加入対象者 2	パート・アルバイトについては次のとおりです。 ☐ パート・アルバイト等でも1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が同じ事業所で、同様の業務に従事している一般社員の4分の3以上である方は被保険者となります。 ☐ 一般社員の所定労働時間および所定労働日数の4分の3未満であっても、厚生年金保険の被保険者が常時51人以上の企業に勤めており、下記の4要件をすべて満たす方は、被保険者になります。 ①週の所定労働時間が20時間以上あること ②2か月を超える雇用見込みがあること ③賃金の月額が8.8万円以上であること ④学生でないこと	☐ 問題なし ☐ 要改善

雇用保険／社会保険の加入要件【社会保険（厚生年金）】

チェック項目	確認項目	チェック
加入対象外	対象外となる人は次の表となります。被保険者とならない場合であっても、一定の場合は被保険者となるため、注意して確認しましょう。	☐ 問題なし ☐ 要改善
	被保険者とされない人	被保険者となる場合
	日々雇い入れられる人	1か月を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その日から被保険者となる。
	2か月以内の期間を定めて使用される人	当初の雇用期間が2か月以内であっても、当該期間を超えて雇用されることが見込まれる場合は、契約当初から被保険者となる。
	所在地が一定しない事業所に使用される人	いかなる場合も被保険者とならない。
	季節的業務（4か月以内）に使用される人	継続して4か月を超える予定で使用される場合は、当初から被保険者となる。
	臨時的事業の事業所（6か月以内）に使用される人	継続して6か月を超える予定で使用される場合は、当初から被保険者となる。

雇用保険／社会保険の加入要件【社会保険（健康保険）】

健康保険についても加入要件を確認していきましょう。

チェック項目	確認項目	チェック
加入対象企業 (以下、適用事業 所と記載します)	健康保険の加入対象の企業は以下となります。 ☐ 株式会社などの法人の事業所（代表者のみの場合を含む） ☐ 従業員が常時5人以上いる個人の事業所についても、農林漁業、サービス業などの場合を除いて健康保険の適用事業所となります。 （※その他上記従業員の半数以上が健康保険の適用事業所となることに同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより適用事業所となることができますが、ここでは割愛します。）	☐ 問題なし ☐ 要改善
加入対象者	健康保険と厚生年金保険の加入基準は基本的に同一です。 健康保険に加入している70歳未満の従業員は原則として厚生年金に加入します。 注意すべきポイントは、以下となります。 ☐ 後期高齢者医療の被保険者（75歳以上）は対象外 ※健康保険組合によって独自のルールがある場合には各健康保険組合のルールに従ってください。 ※加入できる上限は、健康保険では75歳未満、厚生年金は70歳未満です。	☐ 問題なし ☐ 要改善

雇用保険／社会保険の加入要件

働きやすい職場作りの第一歩として、まずは法令遵守があります。

雇用保険、社会保険の適正な加入はその基礎となりますので漏れのないように処理をしましょう。

